

安心

だれもが、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために  
身近な「市民」の立場で行う後見人活動です

預貯金の管理  
や支払い手続  
きなど

福祉サービスの  
利用や入院などの  
契約や官公庁への  
各種手続き代行

ご本人の見守り  
(週に1回程度の定  
期的な訪問など)

「活動でわからない  
ことは、専門職から具  
体的なアドバイスを  
うけることができると  
で安心です」

「地域貢献になるし  
活動を通じて  
元気をもらえます」

あなたもなってみませんか？

# 市民後見人

年齢 25歳～70歳

条件

市民後見人養成講座を  
修了された方

毎年開催される養成講座をすべて修了いただく  
必要があります。(詳しくは裏面)

ご興味がある方は泉佐野市  
公式LINEにご登録ください。

養成講座開催の際には、市報や  
市公式LINEで参加者募集を行います

市公式LINE



# 成年後見制度とは

成年後見制度とは認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が十分でないため、自分自身で契約や財産管理などの法律行為を行うことが難しい場合に、家庭裁判所から選任された援助者（成年後見人等）がその方を支援する制度です。

成年後見人は、ご本人の意思を尊重しながら生活状況や心身の状況等も考慮し、ご本人に代わって福祉サービスの利用契約手続きや財産管理を行うことで、ご本人の生活や財産を守ります。

「市民後見人」とは、家庭裁判所から成年後見人等として選任された市民のことです。大阪府では、成年後見制度に関する一定の知識や技術・姿勢を身につけたボランティアの市民として、報酬を前提としない後見活動に取り組んでいます。市民後見人は、高額な財産や親族間の係争など、複雑な法律行為を行う必要がない方を担当します。

## 市民後見人養成講座に応募できる方

地域福祉活動および社会貢献活動に意欲をお持ちの方で

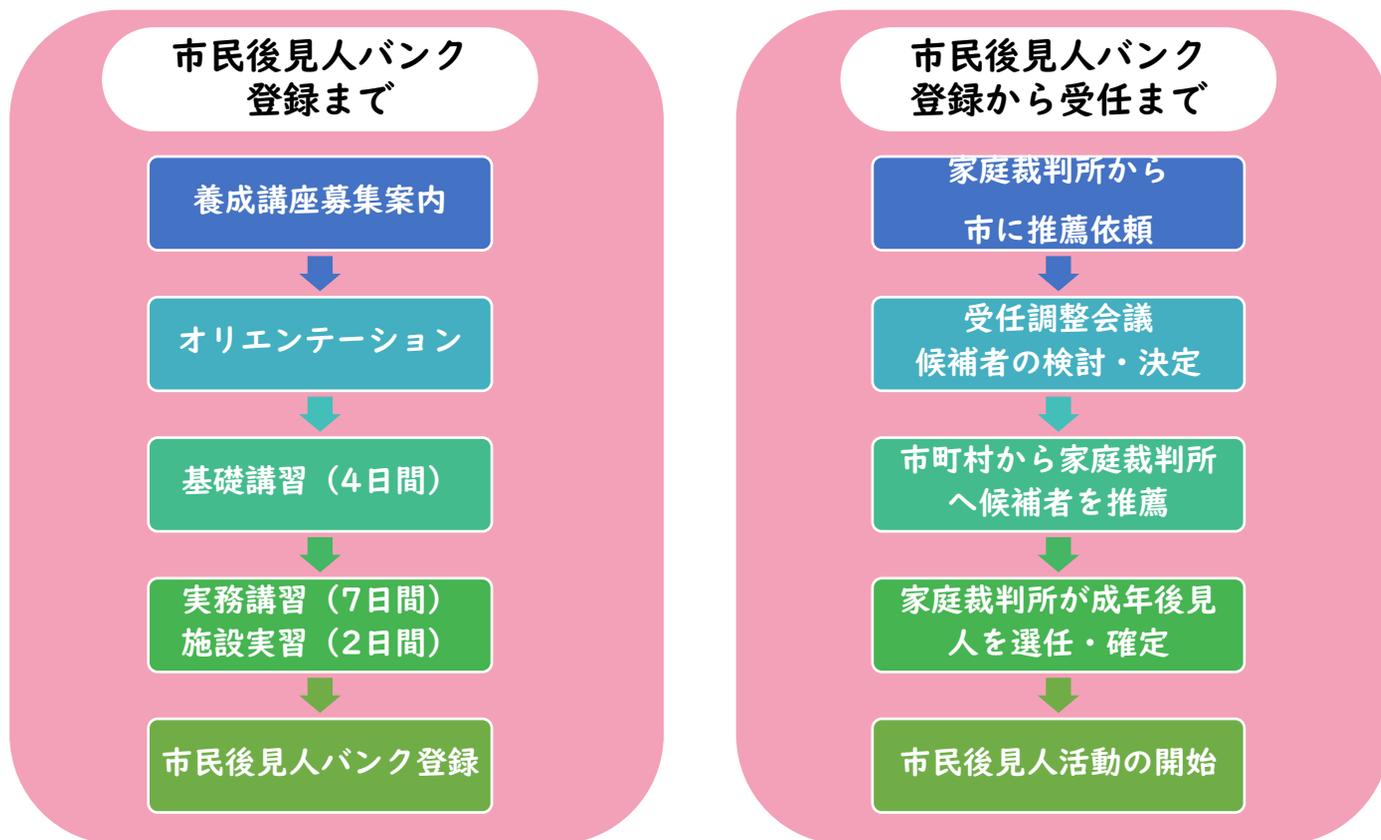
- 事業実施市町村に在住又は在勤の方

※泉佐野市以外の事業実施市町村については、大阪府社会福祉協議会にお問い合わせください。

- 市民後見人バンク登録時の年齢が満25歳以上70歳未満の方

- 成年後見業務の養成研修を有する団体に所属、または親族以外の後見人をされている方を除きます。

※この講座を受講することによって成年後見人等の資格を得られるものではありません。



市民後見人についてもっと詳しく知りたい方は・・・

このチラシについての  
問い合わせ先

社会福祉法人 泉佐野市社会福祉協議会 基幹包括支援センターいずみさの  
〒598-0002 泉佐野市中庄1102 社会福祉センター1階  
TEL 072-464-2977(平日8:45-17:15) FAX 072-462-5400

事業実施  
主体  
(委託元)

泉佐野市 健康福祉部  
地域共生推進課

TEL 072-463-1212(代表)

養成講座の  
実施主体

社会福祉法人  
大阪府社会福祉協議会  
権利擁護推進室

TEL 06-6764-7760(平日9:00-17:30)